

大阪市水道事業管理規程第20号

大阪市水道局における物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局における物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年大阪市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(入札説明書の記載事項) 第10条 特例政令第8条において入札を行うため必要な事項として定めることとされている事項は、次に掲げる事項とする。 〔(1)～(5) 略〕 (6) <u>契約規程第38条の2第1項</u> に規定する <u>調達・契約システム</u> を使用する場合における入札の手続に関する事項 〔(7) 略〕	(入札説明書の記載事項) 第10条 〔同左〕 〔(1)～(5) 同左〕 (6) <u>契約規程第29条の2第1項</u> に規定する <u>電子入札システム</u> を使用する場合における入札の手続に関する事項 〔(7) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- この規程は、令和8年7月1日から施行する。
- この規程による改正後の大阪市水道局における物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規程の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、又は入札に参加させようとする者を指名した契約については、なお従前の例による。